

いばらき

IBARAKI KOYOU NEWS

第357号

雇用ニュース

1

2012



「大洗海岸（大洗町）」いばらきフォトダウンロード

新規学校卒業者求人受付中！

おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢	2
障害のある方を対象とした就職面接会を開催します	3
茨城県の特定（産業別）最低賃金改定！	4
改正育児・介護休業法が全面施行されます	5
若年者等正規雇用化特別奨励金は平成23年度末までの時限措置です	6
円高の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金のお知らせ	7
茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率0.72「雇用情勢は、緩やかな改善の動きがみられるものの、依然として厳しい状況にある」

有効求人数（原数値）は19か月連続の増加

1 概況

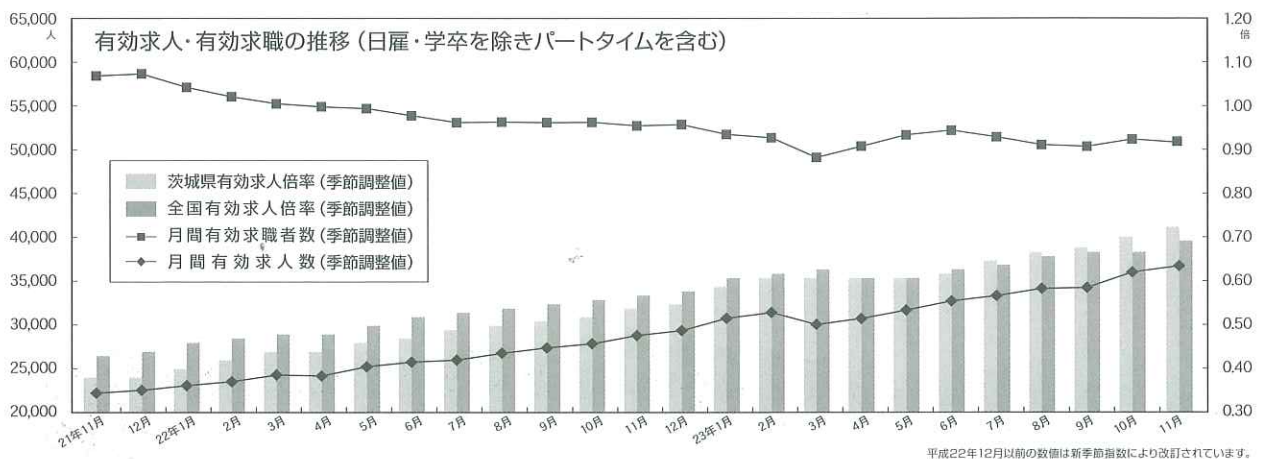
11月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は14,281人で前年同月に比較して21.2%増と21か月連続して増加となりました。産業別では、製造業が同18.8%増と23か月連続で増加しました。

新規求職者数は10,684人で前年同月比4.9%の減少となりました。雇用形態別に見ると、一般は同6.9%の減少となり、パートタイムは同0.1%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は減少し、高齢求職者（60歳以上）は増加となりました。

有効求人数（原数値）は38,658人で、前年同月比で27.1%増と19か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は48,710人で同4.4%減と19か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.72倍（季節調整値）と前月を0.02ポイント上回りました。なお、原数値は0.79倍と前年同月を0.19ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は14,281人となり、前年同月と比較すると21.2%増加となりました。

産業別にみると、学術研究、専門・技術サービス業（前年同月比78.2%増）、生活関連サービス・娯楽業（同53.8%増）、建設業（同45.4%増）、その他の産業（同28.9%増）、情報通信業（同24.3%増）、宿泊・飲食サービス業（同22.4%増）、医療・福祉（同22.1%増）、製造業（同18.8%増）、サービス業（同18.6%増）、運輸・郵便業（同9.1%増）で増加しました。一方、卸売業・小売業（同4.5%減）では減少しました。

規模別で見ると新規求人数の約半数（56.0%）を占める29人以下（同31.7%増）、100～299人（同29.1%増）、30～99人（同7.0%増）では増加となり、500人以上（同22.9%減）、300～499人（同3.8%減）では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用求人は前年同月と比較すると30.6%増と21か月連続で増加し、パートタイム求人も同2.3%増となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,350件で、前年同月と比較し3.3%減と5か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は22.0%と、前年同月（21.6%）を0.4ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は11,577人と、前年同月比で4.5%減と6か月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は503人で、資格喪失者の割合では6.9%（前年同月8.8%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比15.7%減と6か月連続の減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は10,684人となり、前年同月比で4.9%減と3か月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は70.4%（前年同月71.9%）と1.5ポイント下回り、数では前年同月比で6.9%減と6か月連続の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で29.6%（前年同月28.1%）と1.5ポイント上回り、数では同0.1%増と3か月ぶりの増加となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は39.5%となり、前年同月（40.2%）を0.7ポイント下回りました。若年求職者数では前年同月比で6.6%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は13.5%となり、前年同月（12.0%）を1.5ポイント上回り、高齢求職者数では前年同月比で6.7%の増加となりました。

障害のある方を対象とした 「就職面接会」を開催します！

☆☆ 貴社の参加をお待ちしております！ ☆☆

障害のある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す「ノーマライゼーション（完全参加と平等）」に沿った社会を実現するため、今年度におきましても、県内のハローワーク（公共職業安定所）を中心に、下記の会場にて「障害者就職面接会（後期）」を開催いたします。

現在、面接会に向けて、求人の申し込みを受け付けております。是非、この機会に「障害者の採用」をご検討いただき、面接会に参加いただきますようお願いいたします。



地区別	開催日時	開催場所	関係ハローワーク
県南地区	2月9日（木） 13：00～15：30 （受付 12：30～）	土浦会場 ホテルグランド東雲 つくば市小野崎488-1	土浦・常総 石岡・龍ヶ崎
鹿行地区	2月10日（金） 13：00～15：30 （受付 12：30～）	鹿嶋会場 鹿島セントラルホテル 神栖市大野原4-7-11	常陸鹿嶋
県北地区	2月17日（金） 13：00～15：30 （受付 12：30～）	日立会場 国民宿舎「鶴の岬」 日立市十王町伊師640	日立・高萩
県西地区	2月22日（水） 13：00～15：30 （受付 12：30～）	筑西会場 結城市民情報センター 結城市国府町1-1-1	筑西・下妻 古河・常総
県央地区	2月24日（金） 13：00～15：30 （受付 12：30～）	水戸会場 ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1	水戸・笠間 常陸大宮

お問い合わせについては、最寄りのハローワークまたは
茨城労働局職業安定部職業対策課（☎029-224-6219）まで

茨城県の特定（産業別）最低賃金改定!

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低限保証するセーフティーネットです。

また、特定（産業別）最低賃金が定められています。

平成 23 年 12 月 1 日に茨城県地方最低賃金審議会（会長 武田隆志 弁護士）は、特定（産業別）最低賃金をそれぞれの時間額に引き上げるよう、茨城労働局長（鬼丸良一）に答申しておりました。

茨城労働局長は、この答申を受けて本答申に異議のある関係労使は異議のできる申出の公示を行い、異議申出に関する手続きを終了しました。

新しい特定（産業別）最低賃金は、平成 23 年 12 月 31 日から適用となります。

事業主の皆さま、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われる賃金に限られ、対象となる労働者は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されますので、ご確認願います。

産業名	最低賃金額
鉄鋼業	799円
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	783円
計量器・計測器・ 分析機器・試験機・ 理化学機械器具、 医療用機械器具・ 医療用品、光学機械器具・ レンズ、電子部品・ デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具、 時計・同部分品製造業	776円
各種商品小売業	750円

必ずチェック 最低賃金

最低賃金は、暮らしの支えです。



使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は 692円時間額

発効日：平成23年10月8日

※特定（産業別）最低賃金が定められています。

茨城県の特定（産業別）最低賃金				
産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、 医療用機械器具・医療用品、 光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、 時計・同部分品製造業	各種商品小売業
最低賃金額（時間額）円	799	783	776	750
発効日	H23.12.31	H23.12.31	H23.12.31	H23.12.31

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

茨城労働局・労働基準監督署・(社)茨城労働基準協会連合会・(社)茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会館所連合会・茨城県商工会連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会

平成24年
7月1日から

改正育児・介護休業法が 全面施行されます!!

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。



1 短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

制度の概要

- 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

2 所定外労働の制限

制度の概要

- 3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

3 介護休暇

制度の概要

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。
- 介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。
- 「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。
- 「対象家族」とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母です。
- 「その他の世話」とは、ア）対象家族の介護、イ）対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をいいます。



育児・介護休業等に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用均等室へ

フリーターや内定取り消し学生を雇用する事業主の皆さまへ

若年者等正規雇用化特別奨励金は 平成23年度末までの時限措置です!

若年者等正規雇用化特別奨励金とは

「年長フリーター及び30代後半の不安定就労者」または「採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等」を平成23年度末までに正規雇用した事業主が、その後も引き続き、正規雇用している場合、一定期間ごとに奨励金を支給します。

対象者1人につき 中小企業は100万円、大企業は50万円

雇用形態と対象者は、以下のとおりです。

※トライアル雇用活用型及び有期実習型訓練修了者雇用型については、トライアル雇用及び有期実習型訓練を平成23年度末までに開始しても、正規雇用として期間の定めのない雇用開始日が平成24年4月1日以降の場合、支給対象となりませんのでご注意ください。

トライアル雇用活用型

ハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後、引き続き、同一事業所で正規雇用する場合

- ・トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった人
- ・トライアル雇用の対象とする者
- ・トライアル雇用開始日の満年齢が40歳未満の人

直接雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により正規雇用する場合

- ・雇入れ日現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人
- ・雇入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他、職業経験、技能、知識等の状況から、奨励金の活用が適当であると安定所長が認める人

有期実習型訓練修了者雇用型

ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の全課程を修了した人を正規雇用する場合
(ただし、既に雇用している対象短時間等労働者に対して実施した有期実習型訓練の場合、実施事業所において正規雇用に転換した場合は、奨励金の対象となりません)

- ・有期実習型訓練修了後の雇入れ日(有期実習型訓練を受けさせていた事業主が、その訓練生を正規雇用した場合は、訓練開始日)現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人

内定取り消し雇用型

ハローワークに奨励金対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により、採用内定を取り消されて就職先が未定の新規学校卒業者を正規雇用する場合

- ・雇入れ日現在の満年齢が、40歳未満の人



※奨励金の支給には、他にも一定要件がありますので、

詳しくは茨城労働局職業安定課(029-224-6218)又はハローワークにお問い合わせください。

(事業主の方へ)

円高の影響を受けた事業主に対する 雇用調整助成金の特例を設けました

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当などの事業主負担相当額の一定割合を助成する制度です。

【支給要件】(現行)

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 経済上の理由により、最近3か月の生産量、売上高などがその直前の3か月または前年同期と比べ、原則として5%以上減少していること
- 休業等を実施する場合、事前に都道府県労働局またはハローワークに計画の届け出をすること

円高の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の特例

円高の影響を受けた事業主で、雇用調整助成金を利用する対象期間の初日が平成23年10月7日以降である事業主の方を対象に、次の特例を設けました。

特
例

- ①生産量等の確認期間を、最近3か月ではなく最近1か月に短縮。
- ②最近1か月の生産量等がその直前の1か月又は前年同期と比べ、原則として5%以上減少する見込みである事業所も対象とする。
(ただし、支給決定の際に実際に減少していなかった場合は、支給対象外となります)

雇用調整助成金の支給額

- ◆ 雇用調整助成金は、事業主が休業手当などを労働者に支払った場合、それに相当する額に以下の助成率を乗じて支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、さらに高率(カッコ内)の助成となります。
 - 大企業 : 助成率 2/3 (3/4)
 - 中小企業 : 助成率 4/5 (9/10)※大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,890円が上限となります。
※中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金といいます。
- ◆ また、教育訓練を実施した場合は、訓練費として1人1日あたり以下の金額を加算します。
 - 大企業 : 2,000円又は4,000円
 - 中小企業 : 3,000円又は6,000円※教育訓練の実施方法、内容などにより異なります。



厚生労働省・ハローワーク



LL231007 開発 01

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
20年度月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422
22年4月	10,185	2,207	7,901	17,369	6,744	2,807	24,383	60,510	4,002	12,687
5	9,214	2,089	7,042	13,287	5,448	1,559	23,722	59,105	3,379	13,406
6	9,956	2,449	7,404	13,686	5,590	1,535	24,505	57,813	3,901	13,949
7	10,532	2,688	7,710	12,307	5,030	1,524	24,722	55,242	3,797	13,661
8	10,807	2,599	8,125	12,352	5,005	1,336	26,082	53,902	3,508	14,032
9	11,888	2,932	8,817	13,425	5,265	1,435	28,424	53,281	3,909	13,320
10	12,131	2,958	9,044	12,930	5,249	1,573	29,540	52,948	3,966	12,396
11	11,779	2,176	9,525	11,235	4,516	1,348	30,417	50,929	3,644	12,117
12	10,263	2,528	7,608	9,306	3,647	1,133	28,649	46,733	3,139	11,429
23年1月	12,472	2,874	9,499	13,625	5,680	1,635	29,983	47,726	2,878	10,928
2	13,336	3,036	10,206	13,308	5,854	1,454	32,273	49,640	3,421	10,464
3	11,420	2,533	8,776	12,894	5,554	1,432	32,146	51,575	4,114	10,676
23年4月	11,868	3,213	8,481	17,901	7,062	2,790	30,639	55,258	3,981	12,196
5	12,331	2,910	9,294	14,717	5,996	1,827	30,318	56,256	3,878	13,596
6	12,033	3,228	8,631	13,207	5,357	1,596	31,121	56,018	3,950	13,575
7	12,795	3,369	9,331	11,362	4,654	1,433	31,556	52,986	3,745	12,713
8	13,665	3,655	9,895	12,485	5,176	1,497	33,513	51,528	3,627	13,200
9	13,905	3,756	9,988	12,544	5,087	1,467	35,664	50,643	3,977	12,287
10	15,365	4,060	11,167	12,295	4,941	1,715	38,040	50,918	3,911	11,892
11	14,281	3,545	10,618	10,684	4,218	1,438	38,658	48,710	3,809	11,577
12										
24年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率(季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
20年度月平均	1.01	1.08	0.76	0.77	▲12.8	▲15.6	13.7	11.7	▲3.0	▲3.8	11.6	8.3	275	4.1
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲19.4	▲17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	40.9	343	5.2
22年度月平均	0.84	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲4.0	▲2.1	7.6	5.2	▲27.3	▲23.5	312	5.0
22年4月	0.76	0.86	0.44	0.48	3.4	5.7	▲5.8	▲4.3	18.8	13.9	▲22.4	▲23.1	356	5.1
5	0.79	0.85	0.46	0.50	14.4	12.3	0.5	1.7	16.3	14.2	▲31.3	▲28.7	347	5.1
6	0.77	0.88	0.47	0.52	8.1	12.8	▲2.1	▲1.8	17.7	9.3	▲31.5	▲28.4	344	5.2
7	0.80	0.88	0.49	0.53	14.0	9.3	▲6.6	▲5.4	12.9	5.3	▲33.0	▲28.0	331	5.1
8	0.80	0.90	0.50	0.54	25.7	19.0	4.5	4.4	18.2	7.7	▲28.9	▲24.2	337	5.0
9	0.82	0.92	0.51	0.55	21.4	17.3	2.4	2.8	11.7	7.8	▲28.4	▲23.8	340	5.0
10	0.87	0.95	0.52	0.56	18.1	13.9	▲8.4	▲6.0	7.6	0.9	▲27.9	▲23.9	334	5.1
11	0.91	0.97	0.54	0.57	34.2	22.6	0.8	3.3	6.7	6.1	▲25.2	▲20.0	318	5.1
12	0.91	0.99	0.55	0.58	23.6	15.8	▲5.3	▲5.8	4.7	0.3	▲24.4	▲20.7	298	4.9
23年1月	0.94	1.02	0.59	0.61	26.7	18.8	▲3.5	▲5.0	▲4.8	▲0.8	▲24.2	▲19.4	309	4.9
2	1.03	0.99	0.61	0.62	33.1	22.9	▲1.2	2.7	2.1	0.9	▲23.3	▲19.0	300	4.6
3	0.94	0.98	0.61	0.63	4.5	7.5	10.5	▲7.5	▲11.9	▲2.0	▲21.1	▲17.8	304	4.6
23年4月	0.87	0.95	0.61	0.61	16.5	12.2	3.1	0.9	▲0.5	▲1.2	▲3.9	▲13.0	309	4.7
5	0.97	0.98	0.61	0.61	33.8	17.3	10.8	6.5	14.8	4.3	11.7	▲1.9	293	4.5
6	0.97	1.00	0.62	0.63	20.9	12.6	▲3.5	▲2.2	1.3	1.7	▲2.7	▲2.4	293	4.6
7	1.02	1.07	0.65	0.64	21.5	12.2	▲7.7	▲7.7	▲1.4	▲2.6	▲6.9	▲4.0	292	4.7
8	1.04	1.05	0.67	0.66	26.4	19.4	1.1	2.9	3.4	4.3	▲5.9	▲1.2	276	4.3
9	1.03	1.11	0.68	0.67	17.0	12.5	▲6.6	▲6.9	1.7	0.2	▲7.8	▲4.0	275	4.1
10	1.20	1.13	0.70	0.67	26.7	11.8	▲4.9	▲4.5	▲1.4	0.8	▲4.1	▲2.5	288	4.5
11	1.12	1.18	0.72	0.69	21.2	14.2	▲4.9	▲7.3	4.5	0.2	▲4.5	▲4.4	280	4.5
12														
24年1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)
 3. ▲印は減少を示す。 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。) 5. 平成22年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。